

令和2年10月5日

令和2年 第10回 南区選挙管理委員会

議 題

- 1 福岡市南区選挙管理委員会委員長の選挙について
- 2 福岡市南区選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について
- 3 議 案

議案第31号 福岡市南区選挙管理委員の異動について

議案第32号 福岡市南区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について

- 4 その他

福岡市南区選挙管理委員会委員長の選挙について

選挙の方法

① 無記名投票

② 指名推せん

委員長

光安 力

推薦会派	氏名	現住所	生年月日	所属政党 政治団体
自由民主党	光安 力			自由民主党
公明党	中村 ひとみ			公明党
市民クラブ	小宮 文子			無所属
日本共産党	高向 洋子			日本共産党

【参 考】

地方自治法 (抜粋)

(委員長)

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

福岡市区選挙管理委員会規程 (抜粋)

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行い、最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 委員の中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推せんの方法を用いることができる。

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員長の臨時職務代理)

第7条 委員長の選挙を行う場合において、委員長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

福岡市南区選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について

委員長職務代理者 小宮 文子

【参考】

福岡市区選挙管理委員会規定（抜粋）

（委員長の職務代理者の指定）

第4条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない。

議案第31号

福岡市南区選挙管理委員の異動について

次のとおり、福岡市南区選挙管理委員に異動があった旨を告示するもの。

令和2年10月5日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 光安 力

1 退職

住 所	氏 名	退職年月日
	小 宮 文 子	令和2年10月4日
	大 庭 壽 人	令和2年10月4日
	岩 井 留 美 子	令和2年10月4日
	白 川 一 憲	令和2年10月4日

2 就任

住 所	氏 名	就任年月日
	光 安 力	令和2年10月5日
	中 村 ひ と み	令和2年10月5日
	小 宮 文 子	令和2年10月5日
	高 向 洋 子	令和2年10月5日

【参考】

福岡市区選挙管理委員会規程（抜粋）

（委員の異動の手続）

第6条 委員に異動があったときは、委員会は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

議案第32号

福岡市南区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について

選挙された福岡市南区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名を次のように告示するもの。

令和2年10月5日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 光安 力

住 所	氏 名
	光 安 力

【参考】

福岡市区選挙管理委員会規程（抜粋）

（委員長の選挙）

第2条 （略）

2 （略）

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。